

(報告) 電気事業法の改正に伴う原子力発電工作物等の所掌等に関する整理について

平成24年12月4日
商務流通保安グループ
電力安全課

◇原子力規制委員会設置法附則による電気事業法改正

平成23年8月12日の関係閣僚了解において、原子力安全規制に係る業務を原子力の利用を担う省庁から分離し、原子力規制委員会に一元化することで、規制機関として一層の機能向上を図ることとされた。このため、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則において、電気事業法(昭和39年法律第170号)が改正された。

改正内容は以下のように大きく2つに分けられ、2段階で進められることとなっている(施行日も異なっている)。

①電気事業法における原子力発電工作物の規制に係る事務の共管(平成24年9月19日より)

電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物(以下「原子力発電工作物」という。)の規制(工事計画認可や使用前検査等の各種手続き)に係る事務は、法令上、経済産業省及び原子力規制委員会の共管となった。

各種手続きにおいて、経済産業省及び原子力規制委員会は、それぞれの設置法に規定された所掌事務に鑑み、それぞれ以下の観点から審査等を行うこととなっている。

○経済産業省が実務を処理する事務

- ・ 電気の円滑な供給に係る事務
 - ・ 公害防止に係る事務
 - ・ 環境アセスメントに係る事務
- 等

○原子力規制委員会が実務を処理する事務

- ・ 原子力安全(電気保安の一部を含む。)に係る事務

②原子炉等規制法への一元化(平成24年9月19日から10ヶ月以内)

従来、原子力発電所の設備に対する原子力安全規制は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和39年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)による規制を受けるとともに、電気工作物として電気事業法の規制を受けており、二つの法体系に基づいて行われてきたが、複数の法律体系に基づく制度運用が複雑かつ

不明瞭であり、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえると、原子力安全規制体系を明瞭なものとし、発電用原子炉設置者の安全確保に向けた取組を促進する環境を整備することが必要であるとの指摘がなされた。

こうした指摘を踏まえ、電気事業法における原子力発電工作物の安全規制に係る規定の相当規定を原子炉等規制法に設け、更に電気事業法には原子炉等規制法により規制を受ける発電用原子炉施設である原子力発電には一部の規定を適用しない旨の規定等の関係規定を整備することで、原子力安全に係る規制を原子炉等規制法に一元化することとなっている。

ただし、工事計画（電気事業法第47条及び第48条）及び使用前検査（同法第49条）については、引き続き電気事業法に残ることとなっている。